

## 学会賞(大学院生研究奨励部門)顕彰細則

(目的)

**第1条** この細則は、学会賞（大学院生研究奨励部門）に関し必要な事項を定め、適正な選定及び選考を行うことを目的とする。

(選定の対象者)

**第2条** 学会賞（大学院生研究奨励部門）は、秋期研究大会「論文発表の部」に投稿受理された論文で、大学院生による論文を選定の対象とする。現職教員として大学院に在籍している者（14条特例適用者等）も含む。

(選定の基準)

**第3条** 秋期研究大会「論文発表の部」に投稿受理された論文の中から、独創的・先進的な研究によって、今後の数学教育学の科学的・理論的教育の契機・基礎になりうるもの。ただし、指導教官との共著論文など、他の研究者との共同研究は対象外とする。

(選定委員会)

**第4条** 学会賞（大学院生研究奨励部門）選定委員会の構成は、別に定める学会各賞選考委員及び選定委員規定による。

(選定方法)

**第5条** 秋期研究大会「論文発表の部」の査読過程で、査読者へのアンケート調査を行い、推薦者名簿を作成する。推薦者名簿を参考に学会賞（大学院生研究奨励部門）選定委員会が審議を行い、表彰候補者を決定し、決定した表彰候補者名簿は論究部の承認を得る。

(選考方法)

**第6条** 学会賞（大学院生研究奨励部門）選定委員会は学会各賞選考委員会に候補者名簿を提出し、学会各賞選考委員会は候補者を選考し、理事会において「受賞候補者」の承認を得る。  
2 学会各賞選考委員会は、理事会で受賞者が承認されたことを社員総会に報告する。

(表彰行事)

**第7条** 秋期研究大会において受賞者を紹介し、代表理事より賞状と副賞を授与する。  
2 表彰年度の大会特集号ならびに学会誌等に表彰者氏名等を掲載する。

(細則の変更)

**第8条** この細則を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

平成26年4月1日制定

平成26年4月14日の理事会で承認

平成26年4月15日より施行